**大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震により建築物が被災した場合、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全を図るため、被災建築物の応急危険度判定を行う大阪府被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

（1）　被災建築物応急危険度判定（以下「判定」という。）

地震発生後において、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、当該建築物を調査し危険性の度合いを応急的に判定することをいう。

（登録の対象）

第３条　判定士は、府内に在住又は在勤する次の各号の一に該当する者で、第11条に規定する講習その他知事が第11条に規定する講習と同等以上と認める講習を修了した者の中から登録するものとする。ただし、知事が次の各号の一に該当する者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者として別に定める者は登録することができるものとする。

（1）　建築士法（昭和25年法律第202号）第４条第２項若しくは第４項の規定に基づき国土交通大臣若しくは都道府県知事が行う建築士試験に合格した者、同法第４条第５項の規定により建築士の免許を受けた者又は第２条第５項の規定に基づく建築設備士

（2）　建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第１項に定める建築物調査員

（3）　建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条に規定する建築施工管理技術検定の第二次検定に合格した者

（登録の手続）

第４条　前条に該当する者で、判定士の認定及び登録を受けようとする者は、大阪府被災建築物応急危険度判定士登録申請書(以下「登録申請書」という。第１号様式）により知事に対し申請するものとする。

２　前項の申請書には、知事が別に定める書類を添付するものとする。

（登録簿への登録及び登録証の交付）

第５条　知事は、前条第１項の規定による申請があった場合において、申請者が判定士として適格であると認めるときは、大阪府被災建築物応急危険度判定士登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するとともに、当該申請者に大阪府被災建築物応急危険度判定士登録証（以下「登録証」という。第２号様式）を交付するものとする。

２　知事は、前条第１項の規定による申請があった場合において、申請者が判定士として適格でないと認めるときは、登録してはならない。この場合において、知事は、当該申請者にその旨を通知しなければならない。

（登録事項の変更）

第６条　判定士は、第４条第１項の規定により申請した事項に変更があったときは、大阪府被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届（第３号様式）を知事に提出しなければならない。

２　　知事は、前項の届出があった場合においては、登録簿にその内容を記載する。

（登録証の更新）

第７条　登録証の有効期間は、登録した日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

２　登録証の更新を受けようとする者は、有効期間が満了するまでに登録申請書に知事が必要と認める書類を添付して、知事に申請するものとする。

３　知事は、前項の規定による申請があったときは、登録簿に更新した旨を記載するとともに、申請者に登録証を交付するものとする。

（登録証の再交付）

第８条　判定士は、登録証を紛失し、又は汚損したときは、大阪府被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書（第４号様式）により知事に再交付を申請することができる。

２　知事は、前項の規定による申請があったときは、申請者に登録証を再交付するものとする。

３　前項の規定により登録証の再交付を受けた者は、紛失した登録証を発見したときは、速やかにこれを知事に返納するものとする。

（登録の抹消）

第９条　判定士は、登録の抹消を申請しようとするときは、大阪府被災建築物応急危険度判定士登録抹消届（第５号様式）に登録証を添えて知事に届け出るものとする。

２　知事は、前項の規定による届出があったときは、当該者を登録簿から抹消するものとする。

（登録の取消）

第10条　知事は、判定士が次の各号の一に該当する場合においては、登録を取り消すことができる。

（1）　建築士法第９条の規定により免許の取消しを受けたことが判明したとき

（2）　建築士法第10条第１項の規定により懲戒処分を受けたことが判明したとき

（3）　建築基準法第12条の２第３項の規定により建築物調査員資格者証の返納を命ぜられたことが判明したとき

(4)　建設業法施行令第41条第１項の規定により合格の取り消しがなされたことが判明したとき

(5)　不正又は著しく不当な行為を行ったことが判明したとき

(6)　第4条に基づく登録手続で、第3条に該当する内容に虚偽があったと判明したとき

(7)　前各号に規定する場合のほか、別に定める要件により知事が必要と認めたとき

２　知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その者を登録簿から抹消するとともに、本人にその旨通知し、登録証を返納させるものとする。

（講習）

第11条　協議会は、府内に在住又は在勤する建築士等を対象に、応急危険度判定に必要な知識及び技能向上のための講習を実施するものとする。

（その他）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）　１　この要綱は、平成９年２月１日から施行する。

（経過措置）　２　この要綱の施行前に第12条に規定する講習を修了した者については、第４条第１項の規定に関わらず、登録申請の期限を平成10年１月31日とする。

附　則　（施行期日）　この要綱は、平成９年３月27日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、平成10年９月１日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、平成13年１月31日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、平成20年5月12日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、平成25年7月31日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、平成28年8月19日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、平成30年10月30日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、令和3年１１月1日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附　則　（施行期日）　この要綱は、令和4年10月6日から施行する。

第１号様式（第４条、第７条関係）



第２号様式（第５条関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 表

|  |
| --- |
| 大阪府被災建築物応急危険度判定士登録証 |
|  | 氏　　名 |  |  |
| 生年月日 | □□□□年□□月□□日 |
| 登録番号 |  |
| 登録年月日 | □□□□年□□月□□日 |
| 有効期限 | □□□□年□□月□□日 |
| 大阪府知事　　印 |

（縦５４㎜×横８５㎜） 裏

|  |
| --- |
| 備考 |
|  |  |  |
|  |
|  |
| 本証は地震による被災建築物の危険度を判定（応急危険度判定）し、余震等による建築物の倒壊などに伴う二次災害の防止を図ることを目的に、大阪府知事が「大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱」に基づき交付したものである。注意事項氏名、住所、勤務先等に変更が生じたときは届け出て下さい。本証を拾得された方は、下記のところまでご連絡下さい。《大阪府都市整備部事業調整室都市防災課　06(6944)6057》 |

（縦５４㎜×横８５㎜） |

第３号様式（第６条関係）

|  |
| --- |
| 年　　月　　日 　大阪府知事　様（届出者）氏名　　　　　　　　　　　　　大阪府被災建築物応急危険度判定士登録事項変更届 大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱第６条第１項の規定に基づき、登録事項に変更が生じたので届け出ます。 |
|  |  | 登録番号 | 第　　　　　　　　　号 |  |
|  | 変　更　前 | 変　更　後 |
| 氏名 | ﾌﾘｶﾞﾅ | ﾌﾘｶﾞﾅ |
|  |  |
| 住所 | ﾌﾘｶﾞﾅ | ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 〒 | 〒 |
| 電話　(　　　　)　　　　－ | 固定電話　(　　　　)　　　　－携帯電話　(　　　　)　　　　－ |
| FAX　(　　　　)　　　　－　　　　 | FAX　(　　　　)　　　　－　　　　 |
| メールアドレス |  |  |
| 勤務先 | 名称 | ﾌﾘｶﾞﾅ | ﾌﾘｶﾞﾅ |
|  |  |
| 所属 |  |  |
| 所在地 | ﾌﾘｶﾞﾅ | ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 〒 | 〒 |
| 電話　(　　　　)　　　　－ | 固定電話　(　　　　)　　　　－携帯電話　(　　　　)　　　　－ |
| FAX　(　　　　)　　　　－ | FAX　(　　　　)　　　　－ |
| 種別 | １.民間会社　　　　　２.官公庁　３.UR都市機構４.大学・研究機関等５.その他(　　　　　　　　　　　　　　) | １.民間会社　　　　　２.官公庁　３.UR.都市機構４.大学・研究機関等５.その他(　　　　　　　　　　　　 　) |
| 緊急連絡先 | 1. 自宅　　２.勤務先　　３.その他

(1.2.の連絡先以外の方は以下を記入してください。) | 1. 自宅　　２.勤務先　　３.その他

(1.2.の連絡先以外の方は以下を記入してください。) |
| ﾌﾘｶﾞﾅ | ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 〒 | 〒 |
| 電話　(　　　　)　　　　－ | 固定電話　(　　　　)　　　　－携帯電話　(　　　　)　　　　－ |
| FAX　(　　　　)　　　　－　　　　 | FAX　(　　　　)　　　　－　　　　 |
| ※備考 |  |
| 1.変更箇所のみ記入してください。2.※印欄は記入しないでください。 |

第４号様式（第８条関係）

|  |
| --- |
| 　年　　月　　日 　大阪府知事　様（申請者）氏名　　　　　　　　　　　　　大阪府被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱第８条第１項の規定に基づき、登録証の再交付を申請します。 |
|  |  | 登録番号 | 第　　　　－　　　　－　　　号　 |  |
| 氏名 | ﾌﾘｶﾞﾅ | 性　　別 | 生年月日(西暦) |
|  | 男　・　女 | 　　年　月　日 |
| 住所 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 〒 |
| 固定電話　(　　　　)　　　　－ | FAX　(　　　　)　　　　－　　　　 |
| 連絡先 | 携帯電話 | メールアドレス（携帯・ＰＣ）　 |
| 血液型 | 　A+ B+ O+ AB+ A- B- O- AB- （○で囲ってください。） |
| 再交付理由 | １.紛失　　２.破損　　　３.その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
|  |
|  |
| ※備考 |  |  | 袋をのりづけする。 |
|  |
|  | 写真(カラー)6か月以内無帽、正面、上半身、無背景縦４cm×横３cm |  |
|
| ※欄は記入にしないでください。 | 袋に入れ、袋をのりで張ってください。 |
|  |

第５号様式（第９条関係）

|  |
| --- |
| 　年　　月　　日 　大阪府知事　様（届出者）氏名　　　　　　　　　　　　　大阪府被災建築物応急危険度判定士登録抹消届大阪府被災建築物応急危険度判定士登録要綱第９条第１項の規定に基づき、登録の抹消を届出ます。 |
|  |  | 登録番号 | 第　　　　　　　　　号 |  |
| 氏名 | ﾌﾘｶﾞﾅ | 性　　別 | 生年月日(西暦) |
|  | 男　・　女 | 　　年　月　日 |
| 住所 | ﾌﾘｶﾞﾅ |
| 〒 |
| 電話　(　　　　)　　　　－ | FAX　(　　　　)　　　　－　　　　 |
|  |
| ※備考 |  |
| １.登録証を添付してください。２.※欄は記入にしないでください。 |
|  |

|  |
| --- |
| 袋をのりづけする。 |
|  |  |  |
|  |
| ビニール袋に入れ、袋をのりで張ってください。 |